

まちからのお知らせ

山口県の最低賃金が 改正されました。

山口県最低賃金
1時間 638円
(効力発生の日 平成16年10月1日)

台風16・18号により被害を受けた皆様へ

～固定資産税の 減免について～

このたびの台風により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、8月30日～9月7日に発生した台風16号・18号により災害を受けた方は、日置町税条例により次のように固定資産税の減免の取り扱いをいたします。該当される場合は税務課資産係にて減免申請の手続きをしてください。

一災害による減免一

申請日以後に到来する未払いの税額（平成16年度固定資産税の第3期及び第4期分）が、次の条件を満たす場合に減免されます。なお、手続きをされなかった場合は減免を受けられません。

区分	条件	備考
土地	各資産価格の2割以上の損害を受けた場合。	○ 減免の割合は損害の割合により異なります。 ○ 申請にもとづいて現地調査を行います。 ○ 申請には見積書等が必要になります。
家屋		
償却資産		
申請の受付 平成16年12月20日(月)まで		
申請受付場所 日置町役場税務課 (☎37-2111)		
※印鑑をご持参ください。		

表 1

$$\text{年金額} = 794,500 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{半額免除月数}}{2} \times \frac{2}{3} + \frac{\text{全額免除月数}}{3} \times \frac{1}{3}}{480 \text{月} (40 \text{年} \times 12 \text{月})}$$

【請求手続】
加入期間が、第1号被保険者期間（自営業者、農林漁業者など）だけの人は、役場町民福祉課福祉国保係で請求できます。第1号被保険者以外の期間がある人は、最寄りの社会保険事務所でお願います。

【請求手続】
○ 一度決定した減額率は、一生変わりません。
○ 繰上げ請求後は、障害基礎年金や寡婦年金の受給権が発生しません。
○ 国民年金の任意加入被保険者である間は請求できません。

～所得税の減免について～

災害によって住宅や家財などに損害を受けた方は、次に掲げる所得税の減免等が受けられる場合があります。

- ①申告・納付などの期限延長
- ②納税の猶予
- ③所得税の軽減又は免除
- ④源泉所得税の徴収猶予又は還付 など

詳しくは、最寄りの税務署又は税務相談室におたずねください。

また、国税庁タックスアンサーもご利用ください。

<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

年金だより

老齢基礎年金について

老齢基礎年金は、原則として保険料を納めた期間、免除された期間などを合わせて25年（300月）以上ある人が、65歳に達した日の翌月分から支給されます。

老齢基礎年金の年金額は、20歳から60歳になるまでの40年間（480月）の保険料がすべて納付されている場合は、満額の794,500円（平成16年度額）です。その40年間に保険料未納期間や免除期間などがある場合は、その期間に応じて減

額した年金額となります。なお、学生納付特例期間は年金額に反映しません。（表1）

【支給の繰上げ】
老齢基礎年金の支給要件を満たした人が60歳に達したときは、65歳になる前でも希望して繰上げ請求すれば、請求日の翌月分から年金が支給されます。年金額は、繰上げ請求をした年齢に応じて一定の率で減額された額となります。なお、昭和16年4月1日以前に生まれた人と昭和16年4月2日以降に生まれた人では、適用される減額率が違います。

注意事項